

「技術士制度改革に関する論点整理」（技術士分科会、平成31年1月8日）において、主な論点とされた事項のうち、「技術士補制度の見直し・IPD制度の充実・確保」については、初期専門能力開発・試験検討作業部会で、「継続研さん・更新制の導入」については、継続研さん・更新検討作業部会で審議を行い、IPD制度及びCPD登録制度の導入についてそれぞれ検討を行った。

【現状と問題点】

- ・技術士第二次試験合格者の平均年齢が高齢化
- ・IPD制度の重要性は明確になっているものの、修習すべき内容や実施方針等について、具体的に明確化されていないため、修習方針が定め難く、資質能力の獲得に長い期間を要している

【現状と問題点】

- ・APECエンジニアは5年毎の更新制としており、更新時にはCPD記録の提出が必要
- ・公共調達においてCPD活動の実績が求められるようになっている
- ・日本技術士会や日本工学会等個々の団体でCPD活動が実施はされているものの、全体として体系化されていない

IPD制度の導入について

【制度の導入背景】

- ・社会情勢の変化によって、OJTによる従来の若手技術者育成が困難化
- ・一次試験のみでは担保しにくい実務での知識応用能力を確認する方法が必要

【制度の意義】

- ・高等教育機関を卒業後、若手技術者が、技術的実務に就いた後のGA強化及びPC獲得を社会全体でフォローするためのシステム
- ・修習技術者が技術士として求められる資質能力を早期に獲得し、20～30代から技術士として活躍することが期待される

【制度の実施方針】

- ・若手技術者自らが策定した修習計画に沿って、業務をしつつ、自主的に資質・能力を高める活動と、優れた技術者や支援組織等から支援を受けながら資質・能力を高める活動の両方を掛け合わせて修習
- ・オンライン講座等、どこに居ても分け隔て無く修習可能な方法の積極的な活用

【制度の支援体制】

- ・所属組織の他、教育機関や日本技術士会、学協会等が連携して活動を支援

【今後の取組の進め方】

- ・IPD制度の重要性を明確にし、修習技術者が技術士として求められる資質能力を早期に獲得し、技術士として活躍できる仕組みの更なる充実・強化が必要

CPD実績の表示の仕組みの導入について

【活動の基準】

- ・「技術士としての能力を維持するために行うもの」または「技術士としての活動の範囲の拡大や質を高めるために、資質・能力をさらに向上させるために行うもの」

【活動の内容】

- ・「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」を根幹に構成し、「専門職としての知識・能力」（PC）に適合した内容とする
- ・具体的内容に関してはCPD活動の実績の確認、表示に係る事務の実施主体がガイドラインを策定し、技術士分科会へ報告
- ・学協会等や他の団体が実施しているCPDに係る取組等との円滑な連携や接続

【活動の方法】

- ・CPD活動は範囲を限定せず、可能な限り広汎な形態を認め、活動する地域によって要する労力、コストなどに格差を生じさせないようなプログラムを開発
- ・大学等の実施しているリカレント教育、e-ラーニング等を円滑に活用

【活動の確認・表示方法】

- ・日本技術士会が関係各所との調整等を踏まえ、具体的内容を設定、報告

【今後の取組の進め方】

- ・CPD活動の実績の確認、表示に関する公的な枠組みを作成
- ・実施団体においてCPD登録ガイドラインを策定するとともに、事務の実施のため体制を整備